

今月のトピックス

令和4年5月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL : 03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL : 048-781-2651 FAX:048-726-0811
URL : <http://slmo.co.jp/>

※QRコードで弊社HPへアクセスできます ⇒



【出生時育児休業給付金～令和4年10月1日施行～】

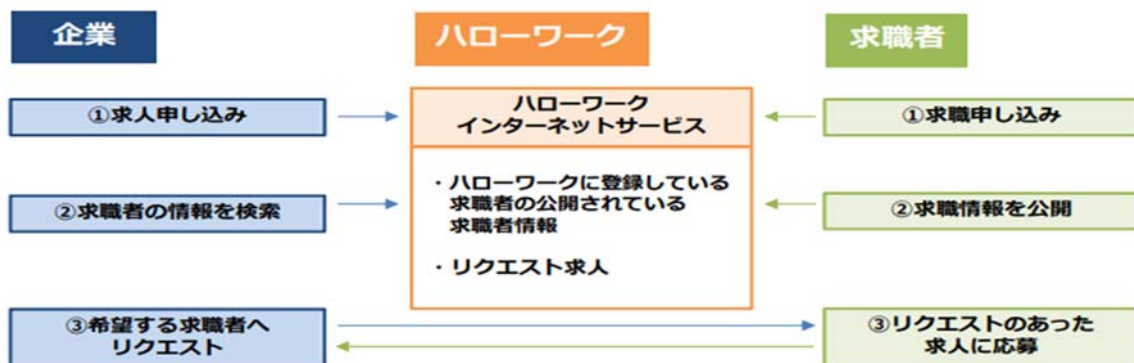
出生時育児休業（産後パパ育休）を取得した場合に、出生時育児休業給付金が受けられます。

支給要件	<ul style="list-style-type: none">・休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業している時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上あること・休業期間中の就業日数が、最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間※）以下であること ※28日間の休業を取得した場合の日数・時間です。28日間より短い場合、休業日数に比例して短くなります 例）10日間の休業⇒最大4日（4日を超える場合は28時間） [10日×10/28=3.57（端数切り上げ）⇒4日]
支給額	休業開始時賃金日額※×支給日数×67% ※育休開始前6か月間の賃金を180で除した額 支給された日数は育児休業給付の支給率67%の上限日数である180日に通算されます
申請期間	出生日（※）の8週間後の翌日から起算して2か月後の月末まで 例）出生日が令和4年10月15日⇒申請期限令和5年2月末日 ※出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日

【ハローワークインターネットサービスが便利になりました】

令和4年3月22日から厚生労働省が運営する「ハローワークインターネットサービス」の機能が便利になりました。事業者が求人者マイページ（※1）から求職者情報検索を行い、自社求人に応募してほしい求職者に、マイページを通じてメッセージと応募を検討してほしい求人情報を直接送付（直接リクエスト）できるようになります。

※1 求人サービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページです。求人の申し込みや求人内容の変更、事業所の画像情報の公開、ハローワークからのオンラインによる職業紹介、求職者からのオンラインでの直接の応募受付、公開されている求職情報の検索などの機能があります。



！注意！ 直接リクエストを受けて、求職者がハローワークを介さずに求人へ直接応募した場合、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金の対象外となります。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。

【 今月の担当：山下 】